

[4 設置者の変更]

① 設置者の概要（役員・事務職員）

- (1) 「役員」は、設置者たる法人等の役員のすべて（登記簿謄本に記載されている法人等の全役員）を記入し、その役員のうち、当該日本語教育機関の経営担当役員として特定されている者には、「経営担当」欄に○を付する。
また、当該設置者の役員以外の役職を持つ者については、代表的な所属組織及び役職名を「他の所属組織・役職名」欄に記入する。

日本語教育機関の運営に関する基準

（設置者）

- 1 8 日本語教育機関を設置する者は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者とする。
- 一 日本語教育機関を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - 二 設置者（法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員とする。）が日本語教育機関を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 設置者（法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）が社会的信望を有すること。
- ② 次の各号に該当する者（法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）は、設置申請できないものとする。
- 一 申請時において、過去3年以内に日本語教育機関の審査事業の認定に関する規程（平成元年10月3日 文部省告示第139号）第1条第1項並びに日本語教育機関の設備及び編制についての審査・証明事業の認定に関する規程（平成13年3月30日 法務省告示第169号）第1条の規定に基づき認定を受けた審査等事業を実施する公益法人（以下「認定法人」という。）から日本語教育機関の認定の取消しを受けた者又は廃校をした者
 - 二 1 2 に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当する者

（校長・教員の欠格事由）

- 1 2 日本語教育機関の校長又は教員となる者は、次の各号に該当する者ではないものとする。
- 一 禁治産者又は準禁治産者
 - 二 禁固以上の刑に処せられた者
 - 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

[4 設置者の変更]

② 設置代表者・経営担当役員の個人調書

- (1) 本様式は、設置代表者及び経営担当役員について作成する。
なお、外国人については、在留カード写し（表・裏）を添付すること。
- (2) 「賞罰等」の欄には「日本語教育機関の運営に関する基準」18②の各号に該当するか確認のうえ、該当しない場合は「なし」と記入し、該当する場合はその内容を記入する。
- (3) 本様式については、代筆・ワープロによる記入も可とするが、署名・捺印は、内容を確認のうえ、必ず本人が行う。
- (4) 右上部欄外の設置代表者・経営担当役員は、該当するものを○で囲む。

日本語教育機関の運営に関する基準

(設置者)

- 18 ② 次の各号に該当する者（法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）は、設置申請できないものとする。
 - 一 申請時において、過去3年以内に日本語教育機関の審査事業の認定に関する規程（平成元年10月3日 文部省告示第139号）第1条第1項並びに日本語教育機関の設備及び編制についての審査・証明事業の認定に関する規程（平成13年3月30日 法務省告示第169号）第1条の規定に基づき認定を受けた審査等事業を実施する公益法人（以下「認定法人」という。）から日本語教育機関の認定の取消しを受けた者又は廃校をした者
 - 二 12に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当する者

(校長・教員の欠格事由)

- 12 日本語教育機関の校長又は教員となる者は、次の各号に該当する者ではないものとする。
 - 一 禁治産者又は準禁治産者
 - 二 禁固以上の刑に処せられた者
 - 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

〔4 設置者の変更〕

③ 生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書

- (1) 本様式は、生活指導担当者及び入国在留事務担当者全員(常勤の者に限る。)について作成する。
- (2) 「賞罰等」の欄には、「日本語教育機関の運営に関する基準」20②に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当するか確認のうえ、該当する場合のみ記入すること。
- (3) 本様式については、代筆・ワープロによる記入も可であるが、署名・捺印は、内容を確認のうえ、必ず本人が行うこと。
- (4) 右上部欄外の〔生活指導担当者・入国在留事務担当者〕については、該当するものを○で囲む。
- (5) 担当者が外国人の場合は、在留カード写し(表・裏)を添付する。

日本語教育機関の運営に関する基準

(生活指導)

- 20 ② 生活指導担当者は、生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有するとともに、12に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当しない者であるものとする。

(校長・教員の欠格事由)

- 12 日本語教育機関の校長又は教員となる者は次の各号に該当する者ではないものとする。
- 一 禁治産者又は準禁治産者
 - 二 禁固以上の刑に処せられた者
 - 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

[4 設置者の変更]

④ 資産の状況（設置者）

- (1) 当該日本語教育機関の設置者（例えば、学校法人、株式会社等）の資産について記入する。
なお、個人立の場合は、個人資産のすべてについて記入すること。
- (2) 「収支の状況」には、当該申請年度の予算額及び前年度予算額、決算額を記入する。
なお、前年度決算額が確定している場合には、「（見込み）」を「 」で抹消する。
- (3) 株式会社の場合は、
 - ① 固定資産：1年を超えて所有又は使用する資産のことをいい、有形固定資産、無形固定資産、投資等の合計額を記入する。
 - ② 流動資産：現金及び比較的短期の資産（当座預金、普通預金、1年以内の定期預金等）及び短期間に回収できる資産を記入する。
 - ③ 負債：貸借対照表上での流動負債、固定負債の合算額を記入する。
ただし、貸借対照表上では、（流動資産＋有形固定資産＋無形固定資産）－（流動負債＋固定負債＋資本金＋法定準備金＋剰余金）＝0となるので確認する。